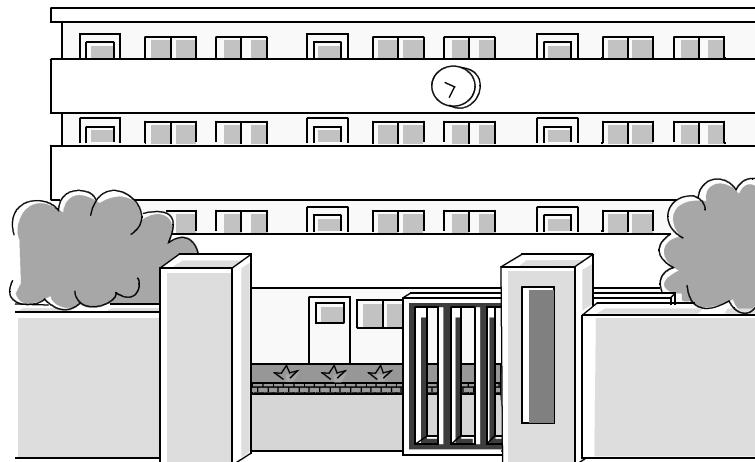


# 令和5年度

# いじめ防止基本方針



大網白里市立大網中学校

〒299-3242 大網白里市金谷郷275  
TEL 0475-72-0042  
FAX 0475-72-2988

## 目次

1 基本理念について	P1～2
2 いじめ対策組織について	P3
3 いじめ未然防止について	P3～4
4 いじめの早期発見・相談・通報窓口について	P5
5 いじめを認知した場合の対応・指導について	P5～P6
6 重大事態への対処・公表、点検、評価等について	P7

### 【資料】（校内）

- 1 安全なインターネットの利用についての周知
- 2 教育相談週間実施計画
- 3 いじめに関するアンケート実施要項

### 【資料】（千葉県）

- 千葉県いじめ基本方針

## 1 基本理念について

### (1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

### (2) いじめ防止に関する基本的な考え方

本校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめは全ての生徒に関係する問題であり、生徒が安心して学習、その他の活動が行えるよう、学校の内外を問わずいじめ防止に取り組んでいかなければならない。

いじめは、「どの学校・どの学級でも起こりうるものである。そして、係わり合う形に違いこそあれ、すべての生徒に関わる問題である」という基本認識にたち、保護者・地域・専門機関と連携していじめ防止に取り組んでいく必要がある。

また、いじめが発覚しても、隠蔽や曖昧な対応をすることなく、関係する者が真摯に問題の解決にあたらなければならぬ。

### (3) ネット上のいじめに関する基本的な考え方

近年児童生徒が、携帯電話のメールやインターネットを利用する機会は急激に増加してきており、子どもたちに多大な影響を与えている。

こうした中で、携帯電話やスマートフォンでSNSを利用し特定の子どもに対する誹謗・中傷を書き込んだり、本人または不特定多数の携帯電話に送りつけたりするなど、『ネット上のいじめ』が深刻化してきている。

そこで、これまでの「いじめの定義」と合わせ、ネット上のいじめの特徴についても教職員がしっかりと理解し、対応に望む必要があると考える。

『ネット上のいじめ』に関しては、

- ①不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなること。
- ②ネットがもつ匿名性から、安易に書き込みが行われている結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと。
- ③子どもたちが利用する学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）を用いて、情報の収集や加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されていること。
- ④保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難であること。

以上の点が主に指摘されており（文部科学省）、こういった認識をもち全教職員が子どもたちの携帯電話やインターネット利用の実態は把握しづらい特性があることを十分に認識した上で、情報モラルについて子どもたちにしっかりと教え、『ネット上のいじめ』の未然防止・早期発見・早期対応等に努める。

#### (4) いじめの4層構造

- ①加害者（いじめている当事者）
- ②被害者（いじめられる当事者）
- ③観衆（周囲ではやし立てたり、面白がって見たりしている者）
- ④傍観者（見ていない振りをして、関わらないようにしている者）

いじめの継続や拡大には、いじめる者といじめられる者以外に、「観衆」や「傍観者」が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

#### (5) いじめの原因

ストレス発散型	加害者が、プレッシャーのかかる環境に置かれていて、自分の欲求が満たされない状態の時に、抑圧的な状況を精神的に解消することによって発散する。
相手を支配する型	加害者が、力の誇示・支配することで自らの力を再認識して満足を得ようとする自己中心的な考え方。暴力的・身体的・精神的ないじめを繰り返す。
達成感や快楽感を得る型	加害者が、いじめること自体で達成感や快楽感を感じ、多種多様の身体的・精神的ないじめを加える。一種のサディズムで、他の原因と複合していることが多い。
除外する型	加害者が、無視・いびり出し等で、自分達のグループや団体から除外する行為を行う。傍観者は、自分の番になることを恐れ、追随したいじめを行う場合もある。
仕返し型	自分がいじめられた記憶や恐怖感から、身を守ろうとした場合のいじめ。他人に対し不信感が増幅し、いじめられる側からいじめる側に転向することがある。
発達障害をもっている型	軽度発達障害等をもっている生徒が、攻撃性をもっている場合に加害者側になる型。暴力的になったりパニックになることもある。コミュニケーションがとれない障害をもっている場合、意味を取り違えて根にもち、継続的にいじめる場合もある。
知らない間に加担する型	加害者が、見知らぬ個人や集団に対して、偏見や思い込みから恐怖感を抱き、いじめをする型。人付き合いが不得意な場合に、相手に無関心であったり声をかけなかったりすることによって、無視と同様ないじめになってしまうこともある。

#### (6) いじめの起こりやすい環境・起こりにくい環境

いじめの起こりやすい環境と起こりにくい環境があることは、社会学的研究によって知られている。

	起こりやすい環境	起こりにくい環境
1	一元的・単層的集団 (個人が単一集団に属している)	多元的・多層的集団 (個人が様々な集団に属している)
2	閉塞的集団 (入れ替えがない)	開放的環境 (部外者・部内者の境界が緩い)
3	帰属圧力の強い集団	任意性・選択制の高い集団
4	同調圧力の強い集団	個人尊重型集団

5	聖域的集団	公的（パブリック）空間
6	縦型社会	横型社会
7	身分制度社会 (階級・硬直型・格差社会)	競争型社会 (順位の入れ替えが常にある)
8	監視型社会 (人・権威・カリスマによる支配)	ルール型社会 (ルール・法・道理による支配)
9	秘密主義型社会	情報公開型社会
10	情緒主義的・社会	合理主義的集団

## 2 いじめ対策組織について

生徒指導委員会は、毎週1回、委員会を開催する。参加者は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭1名・各学年生徒指導担当者・適応指導担当・特別支援教育コーディネーター1名・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとする。

委員会は、本校におけるいじめの防止・早期発見策・対処策・啓発活動等の検討を行い、職員・生徒・保護者に周知する。また、いじめに関する様々な兆候や懸念、生徒からの訴えについては、必要に応じてスクールカウンセラー・子どもと親の相談員・児童相談所・警察等の機関と連携しながら問題解決にあたる。

## 3 いじめの未然防止について

### (1) いじめ（ネット上のいじめも含む）を許さない体制づくり

- ①全校集会・学年集会などで、管理職や生徒指導主事、学年主任、外部講師などがいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を全生徒に啓発するとともに、はやしたてたり、見て見ないふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを全生徒に理解させる。
- ②道徳科の授業や、学級活動等で、いじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に啓発する。
- ③校内研修会や職員会議でいじめについて、積極的に取り上げ、(ア)職員の不適切な発言（生徒を傷つける発言や差別的な発言）や、体罰がいじめを助長する場合があることを共通理解した上で生徒と関わる。(イ)過度の競争意識や、部活動における勝利至上主義が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する場合があること等について、職員間の共通理解を図る。
- ④第三者面談や学年・学級懇談会において、保護者に本校のいじめ対策について周知し、いじめの未然防止についての協力依頼をする。
- ⑤生徒や生徒会からいじめ防止に関する提案ができるような機会や時間を確保し、自発的な活動ができよう支援体制をつくる。

### (2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の推進

- ①一人一人を大切にし、わかる授業を行う。授業のなかでは、「自己存在感」や「自己決定」の場面の時間を設け、自己有用感を高める。
- ②学校の教育活動全体を通じた道徳・人権教育、現在行っている朝読書や体験学習などの充実を図る。
- ③教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意をはらう。

(3) いじめ防止等年間計画

月	具体的な内容
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の確認</li> <li>・安全なインターネットの利用についての周知（資料1）</li> <li>・学級、学年保護者会におけるいじめ防止の啓発</li> <li>・SC及び相談員との面談</li> <li>・人権教育に関する学年集会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談アンケートの実施及び面談（資料2）</li> <li>・Q-Uアンケートの研修</li> <li>・SC及び相談員との面談</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Q-Uアンケートの実施</li> <li>・SC及び相談員との面談（希望者）</li> </ul>
7	・「いじめに関するアンケート」の実施及び面談（資料3）
8	
9	・Q-Uアンケートからの面談
10	・教育相談アンケートの実施及び面談
11	・教育相談アンケートからの面談
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめに関するアンケート」の実施及び面談</li> <li>・Q-Uアンケートの実施</li> </ul>
1	・Q-Uアンケートからの面談
2	・「いじめに関するアンケート」の実施及び面談
3	・「いじめに関するアンケート」の面談

【いじめの防止における学校・学年の取り組み】

全 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ等について全校集会で指導</li> </ul>
1 学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ等について学年集会で指導</li> <li>・情報モラルに関する講話</li> <li>・道徳科の授業において学期ごとに実施</li> </ul>
2 学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ等について学年集会で指導</li> <li>・技術・家庭科の授業において情報モラル教育の指導</li> <li>・道徳科の授業において学期ごとに実施</li> </ul>
3 学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ等について学年集会で指導</li> <li>・社会科の授業において人権教育の実施</li> <li>・道徳科の授業において学期ごとに実施</li> </ul>

### 3 いじめの早期発見について

- ①いじめに関するアンケート（年3回）教育相談（年2回）を実施する。
- ②教育相談では、学校外で起こりうるネット上のいじめについても調査や相談を行う。
- ③生徒と積極的に関わり、担任のみならず全職員で授業や休み時間以外にもチャンス相談を積極的に行う。
- ④生徒の発言や行動をよく観察し、小さな変化や危険な変化を見逃さないようにする。
- ⑤スクールカウンセラーや子どもと親の相談員による相談が、保護者も対象としたものであることを周知する。
- ⑥養護教諭から得られる情報も多くあるので、担任や関係する職員との連携を深める。
- ⑦授業の前後や休み時間、放課後の生徒との雑談や日記などを活用し、悩みや人間関係を把握する。
- ⑧三者面談や学級懇談会において、アンケートや相談ではわからないいじめについて情報収集し、早期発見に努める。

### 4 いじめの相談・通報窓口について

- ①校内相談窓口担当を教頭、養護教諭、学年主任とし、生徒・保護者への周知を図る。
- ②相談や通報は卑怯ではなく、適切な行為であるという認識を啓発する。
- ③いじめを受けても相談しないことは、加害者の罪を助長していることになると理解させ、早期解決に努める。
- ④いじめの相談・通報窓口（教頭・養護教諭・学年主任）を全生徒に周知し、悩みを積極的に受け止める体制づくりをする。
- ⑤いじめの相談は、学校以外でも相談できる機関があることを学校だより等で、生徒・保護者に周知し、早期解決を図る。
- ⑥学年、学校だより等を通して、なやみ相談の諸機関の周知をする。

### 5 いじめを認知した場合の対応について

#### (1) 組織的な対応

- ①いじめを認知した職員はすみやかに、学年主任及び学年生徒指導主任に報告する。
- ②学年生徒と学年生徒指導主任は、現時点における情報と対応策を協議して管理職に伝える。
- ③管理職は、校内いじめ対策会議、生徒指導委員会、学年主任会等における協議により、対応方針を定める。必要に応じて、SC、子どもと親の相談員、SSWの助言を受ける。

#### (2) いじめられた生徒への対応

- ①いじめられた生徒や、いじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ②いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- ③いじめられた生徒にとって最も信頼できる人（担任・職員・友人・家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添う体制をつくる。
- ④いじめられた生徒に対し「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高める。

- ⑤不安なことを聞き、その具体的な対応策を明確に本人・保護者に示す。
- ⑥いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境をつくる。

### (3) いじめた生徒への対応

- ①いじめた生徒への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命・身体・精神または財産を脅かす行為であり、人間として許されないことを自覚させる。
- ②いじめた生徒に対しては厳しく指導し、今後、安心して学校生活が送れるようになる体制を作ることを本人や保護者に伝え、不安感を取り除く。
- ③自ら行なったいじめの責任をはっきりと自覚させる。
- ④いじめた生徒を別室で指導したり、場合によっては出席停止制度も活用したりする。
- ⑤指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、警察等の専門機関と連携して対応する。
- ⑥自己の抱えるストレス（人間関係・学習・進路・部活・家庭の悩み等）があっても、いじめをしない方法（相談・運動・趣味等）で発散できることを教える。
- ⑦いじめた生徒の抱える問題や家庭環境等、いじめた背景を把握し生徒理解に努める。

## 6 指導について

### (1) いじめを許さない学級・学校づくり

- ①安全で安心に生活できる学級や学校は、誰かに与えられるものではなく、自分を含めた生徒一人一人の言動によって成立していることを理解させ、思いやり、優しい気持ちをもって考え、実行することの大切さを指導する。
- ②学級等でいじめについて話し合い、いじめは絶対に許さない行為であり、根絶しようという雰囲気をつくる。
- ③いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ④いじめに同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑤状況に応じて、スクールカウンセラー・子どもと親の相談員等の協力を得て、対応できるサポート体制を整えておく。
- ⑥いじめが解決した後でも、継続して見守り、適宜必要な支援を行う。
- ⑦記録を確実に行い、進級や進学に当たっては適切な引き継ぎを行う。

### (2) 保護者との連携

- ①加害者・被害者とともに、担任を中心に複数の職員で家庭訪問し、明確に事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について確認し合う。
- ②いじめられた生徒を徹底的に守り通すことや、秘密を厳守することを伝え、保護者の不安を取り除く。
- ③事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめの内容等を適切に提供する。

## 7 重大事態への対処について

### (1) 重大事態とは

- ①「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」（生徒が自殺を企画した場合等）
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時」（年間30日を目安、一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査開始）
- ③「生徒や保護者からいじめられて、重大事態に至ったという申し立てがあった時」

### (2) 教育委員会への報告と調査組織の設置

- ①重大事態が発生した場合は、管理職が教育委員会へ報告（第一報）する。
- ②生徒指導・いじめ防止委員を速やかに招集する。
- ③警察・消防（救急車）の協力が必要と判断した場合は、ためらわずに通報する。
- ④生徒指導・いじめ防止委員会で、事実関係を明確にするための具体的な調査方法を確認し、事実の調査を確實に行う。
- ⑤いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑥調査結果を管理職が文書により教育委員会へ報告する。
- ⑦調査結果を踏まえ、初動的・継続的に必要な措置を行う。

大網白里市教育委員会（学校教育室） 0475-70-0372

東金警察署 0475-54-0110

大網駅前交番 0475-72-0114

## 8 いじめの解消に係る判断について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも3ヶ月以上、①いじめに係わる行為（心理的又は物理的影响）が止んでいる状態であること。②被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

上記の2点を判断要件とし、以下の対応を継続的に行う。

- (1) 被害生徒本人及びその保護者と定期的に面談・電話等で状況を確認する。
- (2) 被害生徒本人の「心の振り返りシート」「教育相談用紙」を用いて毎月、担任・学年生徒指導担当が確認する。
- (3) 被害生徒及び加害生徒を全校体制で、日常的に注意深く見守り、教員間で情報の共有をしていく。

## 9 公表、点検、評価等について

- (1) 本校におけるいじめ防止基本方針の概要を学校・学年だより・PTA広報に掲載し、保護者の理解と協力を得る。
- (2) 年3回（3年生は2回）のいじめに関するアンケートの記入から、いじめと認識した場合は速やかに協議しその具体的対応にあたる。
- (3) 年2回の教育相談事前アンケートの記入から、いじめと認識した場合は速やかに協議しその具体的対応にあたる。
- (4) いじめに関するアンケート・教育相談からの情報や指導を職員に周知し、いじめ防止に対する意識の高揚を図る。
- (5) 学校評価において、職員・生徒・保護者において、いじめに対する評価を実施し、その結果をもとに次年度の改善点を生徒指導委員会で検討する。